

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

|       |                  |         |                  |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 事件番号  | 昭和 26(オ)70       | 原審裁判所名  | 東京高等裁判所          |
| 事件名   | 建物収去土地明渡請求       | 原審事件番号  |                  |
| 裁判年月日 | 昭和 27 年 9 月 30 日 | 原審裁判年月日 | 昭和 26 年 1 月 26 日 |
| 法廷名   | 最高裁判所第三小法廷       |         |                  |
| 裁判種別  | 判決               |         |                  |
| 結果    | 棄却               |         |                  |
| 判例集等  | 集民 第 7 号 211 頁   |         |                  |

|      |  |
|------|--|
| 判示事項 |  |
| 裁判要旨 |  |

|  |  |
|--|--|
| 全 文  |  |
| 主 文  |  |
| 本件上告を棄却する。   |  |
| 上告費用は上告人の負担とする。  |  |
| 理 由  |  |
| 論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。（論旨引用の判例は本件に適切でない、大審院昭和一五年（オ）七九七号同年一〇月一五日言渡判決参照）。 |  |
| よって、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。  |  |
| （裁判長裁判官 井上登 裁判官 島保 裁判官 河村又介 裁判官 本村善太郎）   |  |

---

※参考：判例タイムズ 24 号 53 頁、ジュリスト 23 号 49 頁